



市 章

大津市公報

平 成 25 年 2 月 15 日
第 2 1 2 4 号

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則	
5	大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則..... 1
6	大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則..... 1
7	大津市介護老人保健施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則..... 2
8	大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 2
訓 令	
1	大津市事務決裁規程の一部改正.....17
告 示	
22	都市計画の決定について.....18
23	都市計画の変更について.....18
24	景観計画の変更について.....18
31	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護 機関の指定等について.....18
32	生活保護法による指定医療機関の指定等について.....19
33	生活保護法による指定介護機関の指定等について.....20
34	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定について.....21
35	介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出について.....21
36	介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定について.....21
37	介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定について.....21
38	介護保険法による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出について.....22
公 告	
	建築基準法第42条第 1 項第 4 号の規定に基づく道路の指定公告.....22
	農用地利用集積計画公告.....22
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告.....22
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告.....23
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告.....23
	道路位置指定公告.....23
	都市公園の開設公告.....24

規 則

大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則を公布する。
平成25年 2 月 15 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 5 号

大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則
大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例（平成24年条例第61号）の施行期日は、平成25年 3 月 1 日とする。

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。
平成25年 2 月 15 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 6 号

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則
大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 項の表知的障害者自立生活支援ホーム運営事業費補助金の項の次に次のように加える。

指定障害者支援施設 運営費補助金	指定障害者支援施設に人員配置基準を超えて看護職員を置く設置者に対し、その人件費に要する経費の一部を補助し、もって福祉の増進を図ること。
---------------------	---

別表第 4 項の表中小企業退職金共済制度掛金補助金の項中「中小企業退職金共済制度掛金補助金」を「中小企業退職金共済制度等掛金補助金」に改め、別表第 4 項の表農業経営基盤強化資金利子助成金の項の次に次のように加える。

農地集積協力交付金	地域の中心となる農業経営体に農地の集積及び分散化した農地の連坦化に協力するために農地を提供した者に対し、交付金を交付し、もって農地の集積等を促進し、農業効率の向上と経営規模の拡大による競争力の強化を図ること。
-----------	--

別表第 4 項の表環境農業支援交付金の項の次に次のように加える。

環境保全型農業直接 支払交付金	地球温暖化防止及び生物の多様性の保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対し、当該営農活動の実施に要する経費に係る交付金を交付し、もって農業分野の有する環境保全機能の推進を図ること。
--------------------	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市介護老人保健施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年 2 月 15 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 7 号

大津市介護老人保健施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市介護老人保健施設の管理運営に関する規則（平成 8 年規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 食事の提供に要する費用の項短期入所療養介護のサービス及び介護予防短期入所療養介護のサービスの欄中「1 日につき 1,380 円」を「1 食につき 580 円（朝食にあっては、220 円）」に、「1,550 円」を「650 円（朝食にあっては、250 円）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年 2 月 15 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 8 号

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成 18 年規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「様式第 3 号」を「様式第 2 号」に改める。

第 7 条第 1 項中「様式第 4 号」を「様式第 3 号」に改め、同条第 2 項各号を次のように改める。

位置図（2,500 分の 1 以上の地形図）

周囲の土地利用状況図（2,500 分の 1 以上）

埋立て等の施工に係る工事請負契約書等の写し

事業主、事業実施者及び現場責任者（以下「事業者等」という。）に係る次に掲げる書類

ア 住民票（事業者等が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書及び役員一覧表（様式第 4 号））

イ 欠格要件非該当誓約書（様式第 5 号）

ウ 事業者等が条例第 8 条第 1 号クに規定する未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合は、代理権を証明する書面並びに当該法人の登記事項証明書及び役員一覧表（様式第 4 号））

エ 事業者等に第 9 条に規定する使用人がある場合は、使用人一覧表（様式第 5 号の 2）

公図の写し
 土地の登記事項証明書
 土地所有者の同意書（様式第 6 号）
 土砂等の土壌検査報告書（様式第 7 号）
 土砂等の搬入経路図（50,000分の 1 以上程度の地形図）
 埋立て等に使用する土砂等に係る土量計算書
 事前説明報告書（様式第 8 号）
 第 4 条第 2 号に規定する掲示板の掲出を証する写真
 水路及び道路の占用許可書の写し並びに施工承認書の写し
 関係機関との協議結果報告書その他の協議が了したことを証する書類
 埋立て等の施工に係る工程表
 流量計算書
 放流許可書の写し
 事業区域の現況写真
 現況平面図（500分の 1 以上）
 事業区域の面積を明らかにした求積図

- (21) 計画平面図、計画縦横断面図及び計画土留構造図（500分の 1 以上）
 (22) 計画排水平面図、計画排水縦横断面図及び計画排水構造図（500分の 1 以上）
 (23) その他市長が必要と認める書類

第 7 条第 3 項を次のように改める。

3 条例第 7 条第 13 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

事業区域において生じる濁水の流出を防止するために講ずる措置

事業者等が条例第 8 条第 1 号クに規定する未成年者である場合は、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合は、当該法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

第 9 条を次のように改める。

（特定使用人）

第 9 条 条例第 8 条第 1 号カの規則で定める使用人は、次に掲げる者とする。

本店若しくは支店又は主たる事務所若しくは従たる事務所の代表者

前号に掲げる者のほか、土砂等による土地の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者

第 10 条第 1 項中「第 8 条第 4 号」を「第 8 条第 5 号」に改め、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項に次の 1 号を加える。

法令又はこれに基づく処分等により行う行為で、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられるものとして市長が認めるもの

第 10 条の次に次の 1 条を加える。

（滋賀県警察本部長への情報提供依頼）

第 10 条の 2 市長は、事業者等（これらの者が法人である場合にあってはその役員とし、未成年者である場合にあってはその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員）を含む。）及び第 9 条に定める特定使用人が条例第 8 条第 1 号ア又はイに掲げる者に該当するか否かについて、滋賀県警察本部長に情報の提供を求めることができる。

第 14 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、当該変更の内容により市長が添付を要しないと認める場合は、この限りでない。

第 14 条第 3 項第 3 号を次のように改める。

埋立て等を行う期間

第 15 条の次に次の 1 条を加える。

（軽微な変更に係る届出）

第 15 条の 2 条例第 10 条第 4 項の届出は、埋立て等軽微変更届出書（様式第 12 号の 2）により行うものとする。

第 16 条の 2 第 2 項中「様式第 12 号の 2」を「様式第 12 号の 3」に改め、同条第 3 項中「様式第 12 号の 3」を「様式第 12 号の 4」に改め、同条第 4 項中「様式第 12 号の 4」を「様式第 12 号の 5」に改める。

第 16 条の 3 第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

条例第 10 条の 3 の土砂等管理簿の様式は、様式第 12 号の 6 によるものとする。

2 許可事業者は、毎月 5 日までにその前月中の土砂等管理簿を作成しなければならない。

第 16 条の 3 第 3 項を削り、同条第 4 項を同条第 3 項とする。

第 18 条の 2 第 2 号を次のように改める。

当該期間中の土砂等管理簿の写し

第22条中「第18条第2項」を「第18条第3項」に改める。

第23条中「第18条第1項」の次に「又は第2項」を加える。

別表第2第1項中「ように」の次に「、あらかじめ当該地層に」を加え、同表第2項中「事業を施行する前の地盤において、事業」を「埋立て等」に改め、「原則として」の次に「埋立て等を行う地表面に」を加え、「、地盤」を「、当該地表面」に、「すべて」を「全て」に改め、同表第3項中「にあつては、」の次に「埋立て等に使用された土砂等が流下しないよう、あらかじめ埋立て等を行う当該溪流の下流側に」を、「ともに、」の次に「現況の溪床面等に」を加え、同表第5項中「施工に際しては」の次に「、埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害等が発生しないよう」を加え、同表第6項中「伴い」を「際しては」に改め、同表第7項中「流下させる構造とし、流量計算書を添付すること」を「流下させるための措置が講じられていること」に改め、同表第9項中「施工に際しては、」の次に「埋立て等が施工された法面ごとに」を加え、「とする」を「に整形する」に改め、同表第10項中「については、」の次に「盛土高」を加え、同表第11項中「ため、」の次に「必要に応じて、埋立て等が施工された層ごとに」を加え、同表第12項中「切土面は」の次に「、必要に応じて、当該切土が施工された法面ごとに当該」を加え、同表第13項中「ように、」の次に「埋立て等が施工された層ごとに」を加え、同表第15項中「保護する」を「保護するための必要な」に改める。

様式第1号中「番地」を「番」に、「使用される」を「使用する」に改める。

様式第2号を削る。

様式第3号(表)中「あて先」を「宛先」に、「番地」を「番」に、「使用される」を「使用する」に改め、同様式(裏)中「土地利用状況図(500分の1以上)」を「土地利用状況図(2,500分の1以上)」に改め、同様式を様式第2号とする。

様式第4号(表)中「あて先」を「宛先」に、「番地」を「番」に、「使用される」を「使用する」に、「使用された」を「使用した」に、

「

現場責任者	住所	を
	氏名	
	連絡先(昼) (夜)	

備考 事業主、事業施行者及び現場責任者の印は実印とし、印鑑登録証明書を添付すること。

「

現場責任者	住所	に
	氏名 連絡先(昼) (夜)	
事業主、事業施行者及び現場責任者が未成年者である場合の法定代理人	住所	
	氏名 連絡先(昼) (夜)	

改め、同様式(裏)を次のように改める。

添付書類（添付書類に を付けること。）

- 1 委任状
- 2 位置図（2,500分の1以上の地形図）
- 3 周囲の土地利用状況図（2,500分の1以上）
- 4 埋立て等の施工に係る工事請負契約書等の写し
- 5 事業主、事業施行者及び現場責任者に係る次に掲げる書類
住民票（事業者等が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書及び役員一覧表（様式第4号））
欠格要件非該当誓約書（様式第5号）
事業者等が天津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第8条第1号クに規定する未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合は、代理権を証明する書面並びに当該法人の登記事項証明書及び役員一覧表（様式第4号））
事業者等に天津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第9条に規定する使用人がある場合は、使用人一覧表（様式第5号の2）
- 6 公図の写し
- 7 土地の登記事項証明書
- 8 土地所有者の同意書（様式第6号）
- 9 土砂等の土壌検査報告書（様式第7号）
- 10 土砂等の搬入経路図（50,000分の1以上程度の地形図）
- 11 埋立て等に使用する土砂等に係る土量計算書
- 12 事前説明報告書（様式第8号）
- 13 天津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第4条第2号に規定する掲示板の掲出を証する写真
- 14 水路及び道路の占用許可書の写し並びに施工承認書の写し
- 15 関係機関との協議結果報告書その他の協議が了したことを証する書類
- 16 埋立て等の施工に係る工程表
- 17 流量計算書
- 18 放流許可書の写し
- 19 事業区域の現況写真
- 20 現況平面図（500分の1以上）
- 21 事業区域の面積を明らかにした求積図
- 22 計画平面図、計画縦横断面図及び計画土留構造図（500分の1以上）
- 23 計画排水平面図、計画排水縦横断面図及び計画排水構造図（500分の1以上）
- 24 その他市長が必要と認める書類

様式第 5 号を次のように改める。

様式第 5 号（第 7 条関係）

年 月 日

欠格要件非該当誓約書

（宛先）

大津市長

事業主 住所

氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 ()

事業施行者 住所

氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 ()

現場責任者 住所

氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 ()

私（私たち）は、大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 8 条第 1 号アからサまでのいずれにも該当しないことを誓約します。なお、貴市が必要とする場合は、私（私たち）が同号ア又はイに掲げる者に該当するか否かについて、滋賀県警察本部長に照会することを承諾します。

第 8 条（抜粋）

事業者及び現場責任者（以下「事業者等」という。）が次のいずれにも該当しないこと。

- ア この条例又はこの条例に基づく処分に違反し、懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しないもの
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- ウ 第 13 条第 2 項、第 17 条第 1 項若しくは第 2 項、第 18 条第 3 項又は第 19 条第 2 項から第 4 項までの規定による命令を受けた者で、当該命令に係る必要な措置を市長が定めた期限までに完了していないもの
- エ 第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合にあっては、当該取消しの処分に係る大津市行政手続条例（平成 8 年条例第 30 号）第 15 条第 1 項の規定による通知（以下「聴聞通知」という。）があった日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者で、当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。）を、ただし、事業者等が第 18 条第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。
- オ 第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定による許可の取消しの処分（同項第 4 号に該当したことによる許可の取消しの処分を除く。）に係る聴聞通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 13 条第 1 項の規定による届出をした者（当該届出がなかったとしたならば当該処分を受けることとなった者として市長が認めたものに限る。）で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの
- カ オに規定する期間内に第 13 条第 1 項の規定による届出があった場合において、聴聞通知があった日前 60 日以内に当該届出に係る法人（当該届出がなかったとしたならば当該処分を受けることとなった法人として市長が認めたものに限る。）の役員若しくは規則で定める使用人（以下「特定使用人」という。）であった者又は当該届出に係る個人（当該届出がなかったとしたならば当該処分を受けることとなった者として市長が認めたものに限る。）の特定使用人であった者で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの
- キ 埋立て等に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ク 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）がアからキまでのいずれかに該当するもの
- ケ 法人でその役員又は特定使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの
- コ 法人でイに規定する者がその事業活動を支配するもの
- サ 個人で特定使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの

様式第 5 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 5 号の 2 (第 7 条関係)

使用人一覧表

ふりがな 氏 名	住 所	生 年 月 日	所属等	役職等

注 使用人とは、大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第 9 条に規定する者をいう。
大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 8 条 (抜粋)

事業者及び現場責任者（以下「事業者等」という。）が次のいずれにも該当しないこと。

- ア この条例又はこの条例に基づく処分に違反し、懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しないもの
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- ウ 第 13 条第 2 項、第 17 条第 1 項若しくは第 2 項、第 18 条第 3 項又は第 19 条第 2 項から第 4 項までの規定による命令を受けた者で、当該命令に係る必要な措置を市長が定めた期限までに完了していないもの
- エ 第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合にあっては、当該取消しの処分に係る大津市行政手続条例（平成 8 年条例第 30 号）第 15 条第 1 項の規定による通知（以下「聴聞通知」という。）があった日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者で、当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。）。ただし、事業者等が第 18 条第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。
- オ 第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定による許可の取消しの処分（同項第 4 号に該当したことによる許可の取消しの処分を除く。）に係る聴聞通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 13 条第 1 項の規定による届出をした者（当該届出がなかったとしたならば当該処分を受けることとなった者として市長が認めたものに限る。）で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの
- カ オに規定する期間内に第 13 条第 1 項の規定による届出があった場合において、聴聞通知があった日前 60 日以内に当該届出に係る法人（当該届出がなかったとしたならば当該処分を受けることとなった法人として市長が認めたものに限る。）の役員若しくは規則で定める使用人（以下「特定使用人」という。）であった者又は当該届出に係る個人（当該届出がなかったとしたならば当該処分を受けることとなった者として市長が認めたものに限る。）の特定使用人であった者で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの
- キ 埋立て等に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ク 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）がアからキまでのいずれかに該当するもの
- ケ 法人でその役員又は特定使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの
- コ 法人でイに規定する者がその事業活動を支配するもの
- サ 個人で特定使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの

規則第 9 条

条例第 8 条第 1 号力の規則で定める使用人は、次に掲げる者とする。

本店若しくは支店又は主たる事務所若しくは従たる事務所の代表者

前号に掲げるもののほか、土砂等による土地の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者

様式第 6 号を次のように改める。

様式第 6 号 (第 7 条関係)

年 月 日

土地所有者の同意書

(宛先)

大津市長

住所.....

所有者 氏名.....

電話.....(.....)

私が所有する次の物件について、次の事業主が埋立て等を行うことに異議がないので同意します。

なお、この同意の前提として、同事業主から 年 月 日に大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 6 条第 1 項の許可について説明を受け、その内容を確認しました。

住所.....

事業主

氏名.....

事業区域の所在地	所在地及び地番	地 目 面積 (m ²)	摘 要

備考

- 1 所有者の氏名は、自署の上、押印すること。
- 2 事業区域の所在地の欄には、埋立て等に係る全ての地番を記入すること。

様式第 7 号を削る。

様式第 8 号中「あて先」を「宛先」に、「使用される」を「使用する」に改め、同様式を様式第 7 号とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第 8 号 (第 7 条関係)

年 月 日

事前説明報告書

(宛先)

大津市長

事業主
住所
氏名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ()

土砂等による土地の埋立て等について、事業区域の周辺住民等に事前説明を行いましたので、その内容を次のとおり報告します。

埋 立 て 等 の 目 的	
事 業 区 域 の 所 在 地	大津市 番 ほか 筆
事 業 区 域 の 面 積 等	m ² (地目)
説 明 の 方 法	
日 時	年 月 日 時から 時まで
場 所	
出 席 者	周辺住民側 人、事業者側 人
説明会の内容その他の記録	
出席者の意見	
出席者の意見に対する措置	

上記のとおりであることを確認する。

年 月 日

周辺住民代表者

住所

役職・氏名

備考

- 1 周辺住民代表者の住所、役職名・氏名については、自署であること。
- 2 説明会の内容その他の記録、出席者の意見及び出席者の意見に対する措置については、詳細に記入すること。なお、枠内に記入できない場合は、別紙を添付すること。

「 許 可
 様式第 9 号中 埋立て等 決定通知書 を「埋立て等許可（不許可）決定通知書」に、「番地」を「番」
 不許可
 」
 に、「使用される」を「使用する」に改める。
 様式第10号及び様式第11号を次のように改める。

様式第10号（第12条関係）

年 月 日

（表）
 埋立て等変更許可事前協議書

（宛先）

大津市長

住所
 事業主
 氏名
 （法人にあっては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名）
 電話番号 （ ）

年 月 日付け 第 号で許可を受けた埋立て等に係る変更の許可について、事前協議を行いたいので、大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

埋立て等の目的及び種別	
事業区域の 所在地	大津市 番 ほか 筆
事業区域の 面積等	m ² (地目)
埋立て等に使用する土砂 等の搬入予定量(全体)	m ³
埋立て等を行う期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
施工方法	直 営 ・ 請 負
事業施行者	住所 氏名 連絡先 (昼) (夜)
現場責任者	住所 氏名 連絡先 (昼) (夜)
備考	添付書類（裏面のとおり）

備考 変更後の事項を記入の上、その上段に変更前の事項を括弧書きで記載すること。

(裏)

添付書類 (添付書類に を付けること。)

- 1 位置図 (2,500分の 1 以上の地形図)
- 2 周囲の土地利用状況図 (2,500分の 1 以上)
- 3 公図の写し
- 4 埋立て等に使用する土砂等に係る土量計算書
- 5 埋立て等の施工に係る工程表
- 6 事業区域の現況写真
- 7 現況平面図 (500分の 1 以上)
- 8 事業区域の面積を明らかにした求積図
- 9 計画平面図
- 10 その他市長が必要と認める書類

様式第11号 (第14条関係)

年 月 日

(表)
埋立て等変更許可申請書

(宛先)
大津市長

住所
事業主
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号 ()

年 月 日付け 第 号で許可を受けた埋立て等について、許可事項を変更したいので、大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第10条第2項の規定により、次のとおり申請します。

変更事項	変更前	変更後
変更理由		

(裏)

添付書類 (添付書類に を付けること。)

- 1 委任状
- 2 位置図 (2,500分の1以上の地形図)
- 3 周囲の土地利用状況図 (2,500分の1以上)
- 4 埋立て等の施工に係る工事請負契約書等の写し
- 5 事業主、事業施行者及び現場責任者に係る次に掲げる書類
住民票 (事業者等が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書及び役員一覧表 (様式第4号))
欠格要件非該当誓約書 (様式第5号)
事業者等が天津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第8条第1号クに規定する未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し (法定代理人が法人である場合は、代理権を証明する書面並びに当該法人の登記事項証明書及び役員一覧表 (様式第4号))
事業者等に天津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第9条に規定する使用人がある場合は、使用人一覧表 (様式第5号の2)
- 6 公図の写し
- 7 土地の登記事項証明書
- 8 土地所有者の同意書 (様式第6号)
- 9 土砂等の土壌検査報告書 (様式第7号)
- 10 土砂等の搬入経路図 (50,000分の1以上程度の地形図)
- 11 埋立て等に使用する土砂等に係る土量計算書
- 12 事前説明報告書 (様式第8号)
- 13 天津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第4条第2号に規定する掲示板の掲出を証する写真
- 14 水路及び道路の占用許可書の写し並びに施工承認書の写し
- 15 関係機関との協議結果報告書その他の協議が了したことを証する書類
- 16 埋立て等の施工に係る工程表
- 17 流量計算書
- 18 放流許可書の写し
- 19 事業区域の現況写真
- 20 現況平面図 (500分の1以上)
- 21 事業区域の面積を明らかにした求積図
- 22 計画平面図、計画縦横断面図及び計画土留構造図 (500分の1以上)
- 23 計画排水平面図、計画排水縦横断面図及び計画排水構造図 (500分の1以上)
- 24 その他市長が必要と認める書類

「 許 可
 様式第12号中 埋立て等変更 決定通知書 を「埋立て等変更許可（不許可）決定通知書」に改める。
 不許可 」

様式第12号の4中「あて先」を「宛先」に改め、同様式を様式第12号の5とする。

様式第12号の3中「あて先」を「宛先」に改め、同様式を様式第12号の4とする。

様式第12号の2中「あて先」を「宛先」に改め、同様式を様式第12号の3とし、様式第12号の次に次の1様式を加える。

様式第12号の2（第15条の2関係）

年 月 日

埋立て等軽微変更届出書

（宛先）

大津市長

住所

事業主

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 ()

年 月 日付け 第 号で許可を受けた埋立て等について、下記の事項を変更したいので、大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第10条第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 理 由		
添 付 書 類		

様式第12号の5の次に次の1様式を加える。

様式第12号の6（第16条の3関係）

土 砂 等 管 理 簿（ 年 月 分 ）

埋 立 て 等 許 可 番 号	許 可 の 期 間	埋 立 て 等 許 可 事 業 者 名	事 業 区 域 の 所 在 地	埋 立 て 等 の 土 砂 量	埋 立 て 等 に 係 る 現 場 責 任 者 氏 名
	年 月 日 から 年 月 日 まで				

土 砂 等 採 取 事 業 者 名	土 砂 等 採 取 場 所 の 所 在 地	採 取 場 所 の 採 取 場 所 の 工 事 内 容	採 取 場 所 に 係 る 現 場 責 任 者 氏 名	土 砂 等 運 搬 事 業 者 名

日 付	土 砂 等 の 1 日 当 た り の 搬 入 量	土 砂 等 の 1 日 当 た り の 搬 出 量	備 考
前月までの累計			
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
計			
累計			

注 この土砂等管理簿は、採取場所ごとに作成し、土砂等の搬入過程を1日ごとに記入すること。

附 則

この訓令は、平成25年 2 月15日から施行する。

告 示

大津市告示第22号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第 1 項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成25年 1 月30日

大津市長 越 直 美

- 1 都市計画の種類及び名称 大津湖南都市計画地区計画 レイクウエスト仰木の里地区地区計画
- 2 都市計画を決定した土地の区域 大津市仰木の里四丁目の一部
- 3 図書の縦覧場所 大津市役所都市計画部都市計画課

（平成25年 1 月30日揭示済）

大津市告示第23号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第19条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同法第 21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成25年 1 月30日

大津市長 越 直 美

- 1 都市計画の種類及び名称 大津湖南都市計画公園 5・5・3号近江神宮外苑公園
- 2 都市計画を変更する土地の区域 大津市柳が崎の一部
- 3 図書の縦覧場所 大津市役所都市計画部都市計画課

（平成25年 1 月30日揭示済）

大津市告示第24号

景観法（平成16年法律第110号）第 8 条第 1 項に規定する景観計画を変更したので、同法第 9 条第 8 項において準用する同条第 6 項の規定により、次のとおり告示し、及び当該変更後の景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成25年 1 月30日

大津市長 越 直 美

- 1 変更した景観計画の名称 大津市景観計画
- 2 効力の発生する日 平成25年 1 月30日
- 3 図書の縦覧場所 大津市役所都市計画部都市計画課

（平成25年 1 月30日揭示済）

大津市告示第31号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき指定介護機関として新たに指定したもの及び指定介護機関のうち廃止の届出があったものについて、同法第55条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成25年 2 月15日

大津市長 越 直 美

- 1 新たに指定したもの

事業所の名称	事業所の所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日
ルミエス瀬田リハビリデイサービス	大津市大萱一丁目5番2号ルミエス瀬田 1 階	アーネスト株式会社	大津市大萱一丁目5番28号クラベスビル 3 階	通所介護・介護 予防通所介護	平成24年 11月 1 日

医療法人恵和会林内科クリニック	大津市今堅田二丁目16番11号	医療法人恵和会	大津市今堅田二丁目16番11号	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成24年12月1日
デイサービス輝楽里	大津市下阪本一丁目40番6号	株式会社サポートワンセルフ	大津市仰木の里一丁目15番14号	通所介護・介護予防通所介護	平成24年12月1日
フィルム膳所りハビリデイサービス	大津市本宮二丁目10番15号	株式会社 Firma Habicht	大津市粟津町5番1号エル石山1	通所介護・介護予防通所介護	平成25年1月1日
ステーション薬局石山店	大津市粟津町3番2号JR石山駅NKビル301号	株式会社ステーション薬局高槻	大津市粟津町3番2号	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成25年1月1日
ミント薬局桜野町店	大津市桜野町二丁目4番7号パデシオン西大津1F	株式会社 SINCERELY	広島県廿日市市宮内4311番地1	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成25年2月1日
居宅介護支援事業所ライフケアなごみ	大津市中央二丁目3番26号小堀マンションD-2	特定非営利活動法人ライフケアなごみ	大津市中央二丁目3番26号小堀マンションD-2	居宅介護支援	平成25年2月1日

2 廃止の届出があったもの

事業所の名称	事業所の所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
デイサービス良庵	大津市中央一丁目2番34号	有限会社良庵	京都市左京区鹿ヶ谷法然院町50番地の8	居宅介護支援	平成20年10月31日
医療法人恵和会林診療所	大津市真野二丁目24番3号	医療法人恵和会	大津市真野二丁目24番3号	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成24年6月30日
短期入所生活介護事業所はやし	大津市真野二丁目24番3号	医療法人恵和会	大津市真野二丁目24番3号	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	平成24年6月30日

大津市告示第32号

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき指定医療機関として新たに指定したものと及び指定医療機関のうち廃止の届出があったものについて、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年2月15日

大津市長 越 直 美

1 新たに指定したもの

名称	所在地	申請者	指定の種類	指定年月日
かたた薬局	大津市今堅田二丁目26番18号	有限会社エム・ケイ・ファーマシー	調剤	平成24年11月24日
小松診療所	大津市北小松417番地	上川 龍彦	医科	平成24年12月1日

2 廃止の届出があったもの

名称	所在地	届出者	指定の種類	廃止年月日
かたた薬局	大津市今堅田二丁目25番19号	有限会社エム・ケイ・ファーマシー	調剤	平成24年11月23日
小松診療所	大津市北小松417番地	上川 文彦	医科	平成24年11月30日

大津市告示第33号

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき指定介護機関として新たに指定したもの及び指定介護機関のうち廃止の届出があったものについて、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年 2 月 15 日

大津市長 越 直 美

1 新たに指定したもの

事業所の名称	事業所の所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日
ルミエス瀬田リハビリデイサービス	大津市大萱一丁目5番2号ルミエス瀬田1階	アーネスト株式会社	大津市大萱一丁目5番28号クラブビル3階	通所介護・介護予防通所介護	平成24年11月1日
医療法人恵和会林内科クリニック	大津市今堅田二丁目16番11号	医療法人恵和会	大津市今堅田二丁目16番11号	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成24年12月1日
デイサービス輝楽里	大津市下阪本一丁目40番6号	株式会社サポートワンセルフ	大津市仰木の里一丁目15番14号	通所介護・介護予防通所介護	平成24年12月1日
ケアプランセンターあんず	大津市稲津二丁目3番30号	有限会社あつたか介護サービス湯ず	大津市稲津一丁目7番24号	居宅介護支援	平成24年12月1日
すまいるえがお介護相談センター	大津市水明一丁目16番地8	株式会社えがお	京都市中京区西ノ京南上合町82番地の34	居宅介護支援	平成25年1月1日
フィルマ膳所リハビリデイサービス	大津市本宮二丁目10番15号	株式会社Firma Habicht	大津市粟津町5番1号エル石山1	通所介護・介護予防通所介護	平成25年1月1日
ステーション薬局石山店	大津市粟津町3番2号JR石山駅N Kビル301号	株式会社ステーション薬局高槻	大津市粟津町3番2号	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成25年1月1日
ミント薬局桜野町店	大津市桜野町二丁目4番7号パデシオン西大津1F	株式会社SINCERELY	広島県廿日市市宮内4311番地1	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成25年2月1日
居宅介護支援事業所ライフケアなごみ	大津市中央二丁目3番26号小堀マンションD-2	特定非営利活動法人ライフケアなごみ	大津市中央二丁目3番26号小堀マンションD-2	居宅介護支援	平成25年2月1日

2 廃止の届出があったもの

事業所の名称	事業所の所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
デイサービス良庵	大津市中央一丁目2番34号	有限会社良庵	京都市左京区鹿ヶ谷法然院町50番地の8	居宅介護支援	平成20年10月31日
医療法人恵和会林診療所	大津市真野二丁目24番3号	医療法人恵和会	大津市真野二丁目24番3号	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成24年6月30日
短期入所生活介護事業所はやし	大津市真野二丁目24番3号	医療法人恵和会	大津市真野二丁目24番3号	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	平成24年6月30日
デイケアセンターはやし	大津市真野二丁目24番3号	医療法人恵和会	大津市真野二丁目24番3号	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	平成24年6月30日

大津市告示第34号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。
平成25年2月15日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日	介護保険事業所番号
ラ・ケアこくぶ	大津市国分一丁目4番1号	株式会社ラ・ケア 代表取締役 内田 幹也	京都市右京区西京極中町37番地1	通所介護	平成25年2月1日	2570103537
真情デイ・サービス横木	大津市横木一丁目9番4号	ニューワーズ株式会社 代表取締役 新庄 一範	大津市大萱一丁目4番5号	通所介護	平成25年2月1日	2570103545

大津市告示第35号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した次の者から、事業の廃止の届出があった。
平成25年2月15日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
瀬田川デイサービスセンター	大津市瀬田五丁目22番3号	株式会社結デイ・サポート 代表取締役 加登 麻子	大津市下阪本六丁目25番17-314号	通所介護	2570102901	平成25年3月31日

大津市告示第36号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者として、次の者を指定した。
平成25年2月15日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日	介護保険事業所番号
おうみ居宅介護支援事業所	大津市皇子が丘二丁目10番13号 西大津ビル501号室	株式会社アイケア 代表取締役 橋本 義三	大津市皇子が丘一丁目23番19号	居宅介護支援	平成25年2月1日	2570103180
ケアステーションなおび	大津市膳所一丁目9番45号	松井ハウス株式会社 代表取締役 松井 滋	大津市中央二丁目4番17号	居宅介護支援	平成25年2月1日	2570103529

大津市告示第37号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。
平成25年2月15日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日	介護保険事業所番号
ラ・ケアこくぶ	大津市国分一丁目4番1号	株式会社ラ・ケア 代表取締役 内田 幹也	京都市右京区西京極中町37番地1	介護予防通所介護	平成25年2月1日	2570103537

大津市告示第38号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として指定した次の者から、事業の廃止の届出があった。

平成25年2月15日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
瀬田川デイサービスセンター	大津市瀬田五丁目22番3号	株式会社結デイ・サポート 代表取締役 加登麻子	大津市下阪本六丁目25番17-314号	介護予防通所介護	2570102901	平成25年3月31日

公 告

建築基準法第42条第1項第4号の規定に基づく道路の指定公告

次の道路を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号による道路として指定した。

平成25年1月31日

大津市長 越 直 美

指定する道路の名称	指定する区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
都市計画道路 8.7.6号 膳所駅南北連絡道路	起点 大津市馬場二丁目字日尾259番11の一部	85.0	最小7.0 最大9.6
	終点 大津市馬場二丁目字日尾270番2の一部		

(平成25年1月31日揭示済)

農用地利用集積計画公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

平成25年2月1日

大津市長 越 直 美

「次のように」は省略し、当該農用地利用集積計画書を大津市役所産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。

(平成25年2月1日揭示済)

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成25年2月1日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市上笠四丁目2番25号 オウミ住宅株式会社 代表取締役 奥本 秀樹	開発区域 大津市月輪三丁目字南流710番6、711番2、714番、715番1、同番2、716番1、同番2、717番、同番1、718番	開発区域 6,782.36㎡ 開発行為に関する工事の区域 99.89㎡	平成25年 1月30日	第1095号

	及び同番 1 並びに同町字小松原765番175の一部 開発行為に関する工事の区域 大津市月輪三丁目字南流710番 2 の一部及び718番 2 の一部並びに同町字小松原765番176の一部			
--	---	--	--	--

(平成25年 2 月 1 日揭示済)

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 1 項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成25年 2 月 5 日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
守山市梅田町15番 9 号 橋本不動産株式会社 代表取締役 橋本 達雄	開発区域 大津市国分一丁目字畑ヶ山139番48の一部、同番49の一部、同番65、同番69の一部、157番、158番及び159番 1 開発行為に関する工事の区域 大津市国分一丁目字畑ヶ山139番 5 の一部及び上記地先大津市法定外道路	開発区域 3,426.86㎡ 開発行為に関する工事の区域 172.42㎡	平成25年 2 月 4 日	第1096号

(平成25年 2 月 5 日揭示済)

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 1 項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成25年 2 月 6 日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
大津市玉野浦 6 番26号201号室 株式会社日新地研 代表取締役 中村 正樹	開発区域 大津市坂本三丁目字滋原1364番 4 及び同番 9 開発行為に関する工事の区域 大津市坂本三丁目字滋原1356番14の一部並びに下阪本五丁目字椎原 2513 番の一部及び2515番の一部並びに上記地先大津市法定外道路及び普通河川等	開発区域 1,161.63㎡ 開発行為に関する工事の区域 249.90㎡	平成25年 2 月 5 日	第1097号

(平成25年 2 月 6 日揭示済)

道路位置指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定による道路として、次のとおりその位置を指

定した。

なお、関係書類は、大津市役所都市計画部建築指導課に備え、関係人の縦覧に供する。

平成25年 2 月 6 日

大津市長 越 直 美

地 名 ・ 地 番	申請人の住所・氏名	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	本数
大津市平津二丁目字讃岐533 番 9	大津市大萱六丁目 6 番 1 号 有限会社ベターライフ 取締役 武村 勝広	40.93	6.00	1

(平成25年 2 月 6 日揭示済)

都市公園の開設公告

都市公園法（昭和31年法律第79号）第 2 条の 2 の規定に基づき、新たに供用を開始しようとする都市公園の名称等について、次のとおり公告する。

平成25年 2 月 15 日

大津市長 越 直 美

名 称	位 置	区 域	供用開始期日
北比良旧舟だまり公園	北比良	別紙図面のとおり	平成25年 2 月 15 日
南比良旧舟だまり公園	南比良	別紙図面のとおり	平成25年 2 月 15 日
南浜旧舟だまり公園	和邇南浜	別紙図面のとおり	平成25年 2 月 15 日
虹が丘南公園	和邇高城	別紙図面のとおり	平成25年 2 月 15 日
栗の実広場	栗原	別紙図面のとおり	平成25年 2 月 15 日

「別紙図面のとおり」は省略し、その図面を大津市役所都市計画部公園緑地課において縦覧に供する。